

## むかわ町「苫小牧穂別会」規約

### (名称)

第1条 この会は、むかわ町「苫小牧穂別会」といいます。

### (目的)

第2条 この会は、郷土をきずなとする会員相互の親睦と融和を深め、ふるさとむかわ町穂別のまちおこしに寄与すると共に、むかわ町と苫小牧市の進展に寄与することを目的とします。

### (会員)

第3条 この会の会員は、苫小牧市及び近隣町村に在住するむかわ町穂別地区出身者・その他の縁故者で、入会を申し込んだ者としてします。

### (活動)

第4条 この会は、次の活動を行います。

1. 必要に応じた会員名簿の発行
2. 会員親睦会の開催
3. 穂別のまちおこしの行事への参加、及び特産品の利用推進
4. その他目的達成に必要な事項

### (役員)

第5条 この会に、次の役員を置きます

会長1名、副会長2名、幹事長1名、副幹事長若干名、幹事若干名、会計1名、監査2名

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとします。

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 会 長     | 会を代表し、会の運営を主催します。                   |
| 副 会 長   | 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行します。            |
| 幹 事 長   | 会長の意を受けて会の実務を統括します。                 |
| 副 幹 事 長 | 幹事長を補佐し、幹事長事故ある時はこれを代行します。          |
| 幹 事     | 会の運営に参加します。                         |
| 会 計     | 会計は、会のお金の出し入れに関する事務を行い、必要な書類を管理します。 |
| 監 査     | 会の会計を監査し、総会においてその結果を報告します。          |

### (役員を選出及び任期)

第7条 幹事を除く役員は総会において選出し、幹事は四役会議において選出します。

2. 役員の仕事は2年とし、再任は妨げません。

### (総会)

第8条 定期総会は、毎年1回開催しつぎの事項を検討します。出席者の過半数の賛成により議決します。

1. 前年度の活動報告及び収支決算
2. 監査報告
3. 新年度の活動計画及び収支予算案
4. 規約の制定及び改廃
5. 役員を選任（幹事を除く）
6. その他役員会に置いて必要と認めた事項

役員全員で役員会を構成し、正副会長及び正副幹事長をもって 四役会議を構成し、それぞれ必要によって会長が招集します。出席者全員の賛成により議決します。

この会の維持運営に必要な経費は、年会費・協賛金その他の収入によります。

2. 年会費は、一家庭1,000円とし、総会時、または指定された口座へ納入します。

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

この会に顧問・相談役をおくことができます。顧問・及び相談役は会長が役員会の承認を受け委嘱します。

この会の事務局は、会長が定めるところに置きます。

この規約に定める他の必要な事項は、役員会の議を経て会長が細則として別に定めます。

この規約は、平成27年9月14日より施行します。

制定	昭和	60年	11月	17日
改正	平成	4年	4月	19日
改正	平成	5年	4月	29日
改正	平成	7年	4月	29日
改正	平成	9年	4月	26日
改正	平成	11年	4月	29日
改正	平成	13年	4月	21日
改正	平成	18年	5月	14日
改正	平成	27年	9月	14日